

各 位

土 木 部 長  
( 公 印 省 略 )

「長崎県建設工事標準請負契約書第 4 条に規定する契約の  
保証に関する取扱いについて」の改正について（通知）

長崎県が発注する工事のうち請負代金額が 3 0 0 万円以上の契約締結にあたっては、長崎県財務規則第 1 1 3 条第 3 項の規定にかかわらず標記通知（平成 1 3 年 6 月 2 9 日 1 3 監第 1 3 2 号）により取扱ってきました。

また、これまで請負代金額が 3 0 0 万円未満の契約については、入札参加資格申請時に履行実績を確認することによって契約保証金の要否を判断し運用してきましたが、今年度入札参加資格申請の電子化に伴い、対面で行ってきた履行実績の確認は廃止されることになりました。これに伴い、当初の請負代金額が 2 5 0 万円を超えるものの契約締結にあたっては、標記通知を適用することといたします。

なお、請負代金額 2 5 0 万円以下の契約締結に係る契約保証の取扱いについては別途通知します。

記

1 . 施行日

令和 5 年 4 月 1 日以降に起工を行うものから適用する。

2 . 添付資料

- ・長崎県建設工事標準請負契約書第 4 条に規定する契約の保証に関する取扱いについて（令和 4 年 1 1 月 4 日改正）
- ・同上 新旧対照表

【問い合わせ】  
長崎県土木部建設企画課  
公共工事契約指導班  
TEL:095-894-3027  
FAX:095-894-3461